

改正 平成17年3月31日条例第25号

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例をここに公布する。

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例

(基金の設置)

第1条 沖縄県の交通方法変更を記念して、国が県に交付する交付金を市町村（市町村が組織する一部事務組合を含む。以下同じ。）に貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、5億円とする。

2 知事は、予算の定めるところにより前項の基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(貸付けの対象)

第3条 基金は、市町村が行う道路事業、交通安全事業、街路事業、区画整理事業その他の道路交通安全対策施設事業に必要な経費の財源に充てるための資金（以下「資金」という。）として貸し付けるものとする。

(貸付額及び条件)

第4条 資金の貸付額及び貸付条件については、規則で定める。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第7条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

追加〔平成17年条例25号〕

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例25号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。